



2026年2月26日

各位

株式会社フィスコ  
代表取締役社長 岡本 純子  
(東証グロース市場・コード3807)  
問い合わせ先：  
取締役管理本部長 岡本 純子  
電話番号 03(5774)2440(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2026年3月27日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業の目的事項を整理するとともに、これに伴う項番等の変更を行うものであります。
- (2) 経営及び業務執行機能の強化に向けて、「最高経営責任者(CEO)」、「最高執行責任者(COO)」及び「最高財務責任者(CFO)」を選定することができる旨を定款第22条(役付取締役)に追加するものであります。これに伴い、第13条(招集権者及び議長)、第25条(取締役会の招集権者及び議長)及び第47条(報酬等)において一部変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~13. (条文省略) 14. 暗号資産の投融資、運用 15. 暗号資産に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング 16. 暗号資産の取引所運営 17. 暗号資産を利用した金融派生商品の開発・運用 18. 暗号資産の取引所運営に関するシステムの販売及びコンサルティング	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~13. (現行どおり) 14. 暗号資産の発行及び管理 (削除) (削除) (削除) (削除)

<p>19. ～44. (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名</u>を定め、<u>取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>15. ～40. (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役CEO</u>が招集し、議長となる。<u>当該代表取締役CEO</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)、最高財務責任者(CFO)各1名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役CEO</u>が招集し、議長となる。<u>当該代表取締役CEO</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役<u>CEO</u>が監査役会の同意を得て定める。</p>
--	---

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会予定日	2026年3月27日(金)
定款変更の効力発生予定日	2026年3月27日(金)

以 上